

各位

会社名 株式会社グローバルダイニング  
代表者名 代表取締役社長 長谷川 耕造  
(コード番号7625 東証第二部)  
取締役  
問合せ先 最高財務責任者 中尾 慎太郎  
TEL 03 - 5469 - 3222

## 定款一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、下記のとおり2022年3月26日開催予定の当社第49期定時株主総会に、定款一部変更の件並びに役員人事について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更

##### (1) 変更理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨、及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。
- また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- ② 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るため、現行定款第21条について、必要に応じて役付取締役を置くことができる旨の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2022年3月26日
定款変更の効力発生日	2022年3月26日

## 2. 役員人事

### (1) 役員の変動 (2022年3月26日付)

#### ① 新任取締役候補者

氏名	新	現
川井 隆史	取締役 監査等委員 (社外)	—————

#### ② 退任取締役

澤 健介 (現監査等委員 社外)

### (2) 新任取締役候補者の略歴

氏名 川井 隆史 (カワイ タカシ)

生年月日 1964年3月4日

#### 略歴

1988年4月	国民金融公庫 (現日本政策金融公庫) 入庫
1992年9月	アーサーアンダーセン (現有限責任あずさ監査法人) 入所
1996年9月	日本コカ・コーラ株式会社入社
2002年1月	GE コンシューマーファイナンス C&SF 部門ディレクター
2006年3月	株式会社メディビックグループ専務取締役管理本部長
2008年9月	株式会社リードビジネスインフォメーション ファイナンスディレクター
2009年6月	株式会社イントラスト財務経理部長
2011年4月	川井公認会計士事務所代表 (現任)
2016年2月	ハンズオン・CFO・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 (現任)
2021年6月	ナノキャリア株式会社取締役 (監査等委員・社外) 就任 (現任)

### (3) ご参考 (2022年3月26日付取締役体制)

#### ① 取締役 (監査等委員である取締役を除く)

代表取締役社長 長谷川 耕造 ※重任

取締役 副社長 小林 庸磨 ※重任

取締役 最高財務責任者 中尾 慎太郎 ※重任

取締役 最高マーケティング責任者 トゥードル・ルチアン・シルビウ ※重任

#### ② 監査等委員である取締役

取締役 藤本 三郎 (委員長) ※重任

取締役 大島 明子 (岡本 明子) (社外) ※重任

取締役 川井 隆史 (社外) ※新任

※なお、正式決定は、2022年3月26日開催予定の当社第49期定時株主総会における取締役選任決議、並びにその後の取締役会において必要な決議に基づき行う予定です。

以上

【別紙】《定款変更の新旧対照表》

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役が 1 名の場合は、その代表取締役が取締役社長となり、代表取締役が 2 名以上選定されている場合は、取締役会の決議によって取締役社長を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととすることができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 (現行通り)</p> <p>② (現行通り)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、必要に応じてその他の役付取締役若干名を置くことができる。</p>
<p>第 8 章 附則</p> <p>(新設)</p>	<p>第 8 章 附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第 3 条 変更前定款第 15 条 (参考書類等のインターネット開示) の削除及び変更後案第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条 (参考書類等のインターネット開示) はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>